

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 と、畜場法施行細則の一部を改正する規則（県民生活課）
- ◇告 示 相互救済事業に係る平成七年度の経営状況（管財課）
- 字の区域の新設等（市町村振興課）
- 鳥取県行政書士会会則の変更の認可（ 〃 ）
- 保険医療機関の指定（保険課）
- 種畜証明書の交付（畜産課）
- 土地改良事業計画の変更の認可（農村整備課）
- 保安林の指定の解除（森林保全課）
- 保安林の指定予定（三件）（ 〃 ）
- 保安林の指定の解除予定（ 〃 ）
- 漁業災害補償法による共済契約の申込みについての同意を求めるため
の発起人の届出（水産課）
- 公共測量の実施（管理課）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 県道の供用の開始（ 〃 ）
- 都市計画の変更（二件）（都市計画課）
- 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇選管告示 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する
規則（地域課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

規 則

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則

と、畜場法施行細則（昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「上欄に掲げると、畜場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」を削り、同条の表を次のように改める。

と、畜場の名称	と、畜場番号
鳥取県食肉センター	6

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成七

年度の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事業実績	
加入都道府県市区町村会員数	1,266
加入戸数	941,558戸
共済契約金額	4,806,361,282,000円
共済分担金	1,015,000,506円
罹災戸数	400戸
災害共済金	346,538,306円
復興建築助成戸数	243戸
復興建築助成金	102,633,459円
防火・住宅施設改善助成会員数	196
防火・住宅施設改善助成金	54,494,600円
災害見舞戸数	19,263戸
災害見舞金	153,199,275円
2 収支計算	
(1) 収 入	
共済分担金収入	1,015,000,506円
会館収入	69,446,886円
その他の収入	64,556,612円
当期収入合計(A)	1,149,004,004円
前期繰越収支差額	124,010,273円
収 入 合 計 (B)	1,273,014,277円
(2) 支 出	
事業費	697,897,685円
管理費	219,515,119円

会館管理費	64,615,915円
特定預金支出	148,010,273円
その他の経費	93,484,497円
当期支出合計(C)	1,223,523,489円
当期収支差額(A) - (C)	▲ 74,519,485円
次期繰越収支差額(B) - (C)	49,490,788円

鳥取県告示第四百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を新たに画し、字の区域を変更し、及び字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設等は、平成八年七月二日からその効力を生ずる。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(平成八年二月一日現在の地番による。)
大字智頭字吹谷	大字智頭字上ミ段一九九五の一、一九九六及びこれらと一体をなす国有地
	大字智頭字タン山二五九二から二五九四まで、二五九五の一、二五九五の三、二五九五の六から二五九五の八まで
	大字坂原字吹谷四二二、四二三、四二九の一、四三〇、四三二及びこれらと一体をなす国有地
	大字坂原字吹谷奥六四三の二、六四三の四
	大字坂原字城山六四〇の二、六四二の二
	大字中田字婦き谷の一、一の二、二の二、七、八、三三〇の一、三三二から三三四まで、三三四の一及びこれらと一体をなす国有地

区域を
変更
する字の
名称

同上の区域（平成八年二月一日現在の地番による。）

大字智頭字上ミ段

大字智頭字上ミ段のうち一九九五の一、一九九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字智頭字ダン山

大字智頭字ダン山のうち二五九二から二五九四まで、二五九五の一、二五九五の三、二五九五の六から二五九五の八まで以外の区域

大字坂原字吹谷奥

大字坂原字吹谷四二九の二、四二九の三
大字坂原字吹谷奥のうち六四三の二、六四三の四以外の区域

大字坂原字城山

大字坂原字城山のうち六四〇の二、六四二の二以外の区域

大字中田字婦き谷

字中田字婦き谷のうち一の一、一の二、二の二、七、八、三三〇の一、三三二から三三四まで、三三四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字坂原字吹谷

鳥取県告示第四百五十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則を次のとおり変更することを平成八年六月二十六日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十六条第二項の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更事項

入会金及び会費を引き上げること。

二 変更事項の施行の日

平成八年六月二十六日

鳥取県告示第四百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡辺病院	米子市両三柳二六八七	平成八年六月一日
鳥取県米子保健所	米子市東福原一丁目一四五	平成八年六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市東巖城町二	々
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	平成八年六月二十四日
山本歯科医院	鳥取市末広温泉町二一誠ビル2F	平成八年六月二十八日

鳥取県告示第四百五十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通知を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 統		級 別	飼 養 者 の 住 所 又は所在地及び 氏名又は名称
					父	母		
平 8 鳥取1号 第1号	良平茂	黒毛和種	2・4・23	八頭郡智頭町	第20平茂	くまよしひろ	2級	八頭郡河原町 谷口達雄
平 8 鳥取1号 第2号	安 糸	〃	63・8・25	岐阜県大野郡 朝日村	安 福	しげなみ	〃	〃
平 8 鳥取1号 第3号	西安茂	〃	5・7・17	福島県安達郡 岩代町	〃	あさひの	〃	〃
平 8 鳥取1号 第4号	菊千代	〃	6・2・20	兵庫県美方郡 村岡町	菊安土井	みさち5	〃	〃
平 8 鳥取1号 第5号	幸 春	〃	62・2・13	〃	安谷十井	さちこ	〃	〃
平 8 鳥取1号 第6号	菊次郎	〃	4・2・11	兵庫県美方郡 浜坂町	菊安土井	ますひろ2	〃	〃
平 8 鳥取1号 第7号	則 鶴	〃	6・3・12	兵庫県美方郡 村岡町	谷福十井	のりつる2	〃	〃
平 8 鳥取1号 第8号	第5国気高	〃	60・2・19	倉吉市	国気高	たみやまがみ	〃	倉吉市上古川 穴戸忠博
平 8 鳥取1号 第9号	第2国気高	〃	58・6・10	〃	〃	みき28	〃	〃
平 8 鳥取1号 第10号	照菊土井	〃	4・1・25	兵庫県美方郡 温泉町	照長十井	ふくみよし	〃	〃
平 8 鳥取1号 第11号	田福森土井	〃	3・1・27	〃	谷福土井	もりふく	〃	〃
平 8 鳥取1号 第12号	照徹629	〃	6・10・22	東伯郡赤碓町	菊照美	ぶんさき56	〃	東伯郡赤碓町 家畜改良セン ター鳥取牧場
平 8 鳥取1号 第13号	森 光	〃	6・10・22	日野郡江府町	高 森	いとひかり	1級	〃
平 8 鳥取1号 第14号	栄縁638	〃	6・11・1	東伯郡赤碓町	高 栄	さちこ	2級	〃

平 8 鳥取1号 第15号	照岡642	〃	6・11・6	〃	菊照美	なのみつ311	1級	東伯郡赤碓町 家畜改良セン ター鳥取牧場
平 8 鳥取1号 第16号	貴原673	〃	6・11・19	〃	高 茂	さつき2の4	2級	〃
平 8 鳥取1号 第17号	照亀662	〃	6・12・5	〃	菊照美	わきたき26	〃	〃
平 8 鳥取1号 第18号	時黒671	〃	6・12・17	〃	糸 秀	むつみなみ24	〃	〃
平 8 鳥取1号 第19号	鶴伯702	〃	7・4・17	〃	糸平茂	はるひかり	〃	〃
平 8 鳥取1号 第20号	波福703	〃	7・4・18	〃	糸晴波	ひよまさゆき 6	〃	〃
平 8 鳥取1号 第21号	乙丸709	〃	7・4・27	〃	9中丸	おくだ7の10	〃	〃
平 8 鳥取1号 第22号	虹明722	〃	7・5・7	〃	紋次郎	あきふじ	〃	〃
平 8 鳥取1号 第23号	照唐730	〃	7・5・25	〃	菊照美	かよこ6	〃	〃
平 8 鳥取1号 第24号	晴幸732	〃	7・5・30	〃	深 晴	ゆきはる	1級	〃
平 8 鳥取1号 第25号	鶴帯734	〃	7・6・4	〃	糸平茂	おゆき1	2級	〃
平 8 鳥取1号 第26号	トットリエル 94-323	ラント レーヌ種	6・8・31	西伯郡西伯町	15071-セナ ンガ-3177	トットリエル 93-108	〃	西伯郡西伯町 鳥取県中小家 畜試験場
平 8 鳥取1号 第27号	トットリエル 95-131	〃	7・3・26	〃	トットリエル 92-524	トットリエル 93-243	〃	〃
平 8 鳥取1号 第28号	トットリエル 95-146	〃	7・4・16	〃	トットリエル 92-512	トットリエル 92-488	〃	〃
平 8 鳥取1号 第29号	トットリエル 95-229	〃	7・6・24	〃	トットリエル 93-195	トットリエル 92-314	〃	〃

平 8 鳥取1 第30号	5054 ハヤチネ 3019-3147-2-7	大ヨーク シヤード種	7-7-5	西伯郡西伯町	3109 ハヤチネ 85-597-7-1	3147 ハヤチネ 2073 -588-9-12	2級	西伯郡西伯町 鳥取県中ノ小 家畜試験場
平 8 鳥取1 第31号	5075 アロヨーク ニクシ 4203-2201-1-8	〃	7-8-12	〃	アロヨーク ニクシ 6-42-3	アロヨーク ニクシ 6-22-1	〃	〃
平 8 鳥取1 第32号	2216 サクラ 8214-9110-7-11	デュロ ク種	4-11-15	〃	サクラ 201 90-8214	サクラ 201 89-9110	〃	〃
平 8 鳥取1 第33号	キヌヤ 93-48	〃	6-5-8	〃	2216 サクラ 8214 -9110-7-11	56 サクラ 201 1-9	〃	〃
平 8 鳥取1 第34号	糸平茂	黒毛和種	59-2-2	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげきよ し	特級	東伯郡赤碓町 鳥取県 畜産試験場
平 8 鳥取1 第35号	花 茂	〃	60-9-4	〃	高 茂	はなさき	1級	〃
平 8 鳥取1 第36号	高 森	〃	63-5-18	八頭郡船岡町	富士森	第2 きたひらしげ	〃	〃
平 8 鳥取1 第37号	第7茂鶴	〃	63-11-13	東伯郡赤碓町	糸北鶴	わかこ7	〃	〃
平 8 鳥取1 第38号	第2宮鶴	〃	2-2-3	日野郡日南町	糸平茂	いとまさ2	〃	〃
平 8 鳥取1 第39号	糸北土井	〃	2-4-6	米子市	糸北鶴	やすひめ	〃	〃
平 8 鳥取1 第40号	正平茂	〃	3-2-19	八頭郡智頭町	第20平茂	第3 たくふじた	〃	〃
平 8 鳥取1 第41号	第7東天	〃	3-8-17	西伯郡岸本町	東天	いとしん	〃	〃
平 8 鳥取1 第42号	雪 茂	〃	3-6-12	東伯郡東伯町	北 雪	かよ2	〃	〃
平 8 鳥取1 第43号	智頭平茂	〃	4-7-20	八頭郡智頭町	東茂	ちづたまふく	〃	〃
平 8 鳥取1 第44号	第2東天	〃	4-4-8	日野郡日南町	東 天	はつひかり	〃	〃

平 8 鳥取1 第45号	糸新鶴	黒毛和種	4-12-6	西伯郡岸本町	糸北鶴	いとしん	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県 畜産試験場
平 8 鳥取1 第46号	高谷福	〃	5-11-28	東伯郡赤碓町	高 栄	ひろけい45	〃	〃
平 8 鳥取1 第47号	東茂平	〃	4-12-19	倉吉市	東平茂	ひめみや	〃	〃
平 8 鳥取1 第48号	第2平茂	〃	5-3-5	東伯郡東伯町	〃	第2 うらもと2	〃	〃
平 8 鳥取1 第49号	糸西松	〃	5-10-27	久高郡鹿野町	糸北鶴	第2 いとにしまつ	〃	〃
平 8 鳥取1 第50号	富平茂	〃	5-5-20	東伯郡東伯町	東平茂	ますおかねみ つ3	〃	〃
平 8 鳥取1 第51号	糸城5	〃	5-12-28	〃	糸北鶴	ますおさつき	〃	〃
平 8 鳥取1 第52号	高 杉	〃	5-12-30	西伯郡名和町	高 森	はるなふじ	〃	〃
平 8 鳥取1 第53号	糸鈴桜	〃	6-7-9	東伯郡東伯町	糸北土井	さかえ3	〃	〃
平 8 鳥取1 第54号	北富士	〃	6-6-25	〃	富士森	かよ2	〃	〃

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業平田ヶ平地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更を平成八年六月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高浜七二六の六〇二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百五十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八束町大字南字向山大鳴五一三の一から五一三の三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八束町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字小山谷一一八二、字上へ山通り一一五七の六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百六十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在名所

気高郡鹿野町大字鷲峰字來ル日五〇四、五〇五、五〇八の二、五一〇、五一一、字東岡五二〇の一から五二〇の三まで、五二一、字檜谷一五四三、一五四四、一五四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限定並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四一の五・字柚小屋ヨリ門口迄九三四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百六十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めするために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項 漁業者調査の縦覧

発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
東伯郡泊村大字泊二四九二 中 島 春 海 東伯郡泊村大字泊二五七〇 浜 田 勝 則 東伯郡泊村大字泊二五五八 松 田 昌 知	泊 村 加入区	漁業災害補償法 第四百四条第二号 に掲げる漁業	泊村漁業協同組合	平成八年七月 二日から同月 十六日まで

鳥取県告示第四百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取県倉吉地方農林振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（県営中北条地区担い手育成基盤整備事業平面図作成）
- 二 作業期間 平成八年五月二十九日から同年十月三十一日まで
- 三 作業地域 東伯郡北条町の一部

鳥取県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前後別	区 間		
法方大栄線	変更前	東伯郡大栄町大字西高尾字柏谷五四 七地先から同大字字丸山前三九〇― 五地先まで	四・二 〃 五・二	一〇四四・〇
	変更後	東伯郡大栄町大字西高尾字柏谷五四 七地先から同大字字丸山前三九〇― 五地先まで	八・二 〃 五四・二	七七八・〇
		東伯郡大栄町大字西高尾字家ノ後口 五五九―一地先から同大字字下垣屋 敷四三七―四地先まで	四・二 〃 四一・五	七三四・〇

鳥取県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の日
法万大栄線	東伯郡大栄町大字西高尾字柏谷五四七地先から同大字丸山前三九〇―五地先まで	平成八年七月二日

鳥取県告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線及び三・四・二十号車尾日久美町線

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・三・七号米子駅境線
変更する部分
米子市西町

- 2 三・四・二十号車尾日久美町線

変更する部分

米子市長砂町並びに観音寺字五反田及び岩崎ノ二

鳥取県告示第四百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 五・五・一号湊山公園及び六・六・一号東山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 五・五・一号湊山公園
変更する部分
米子市西町

- 2 六・六・一号東山公園
追加する部分

米子市観音寺字岩崎ノ一、字北谷、字地藏院、字南塚、字宮ノ下及び字竹ノ下
変更する部分

米子市長砂町、車尾字源内佐並びに観音寺字五反田及び岩崎ノ二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成八年七月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表鳥取市老人保健施設やすらぎの項の次に次のように加える。

老人保健施設いなば幸朋苑

鳥取市浜坂二二八一

二の表美和あすなろの項に次のように加える。

ケアハウスいなば幸朋苑

鳥取市浜坂二二八一

三の表特別養護老人ホームよなご幸朋苑の項の次に次のように加える。

ケアハウスよなご幸朋苑

米子市上後藤三丁目三三三

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月二日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第四号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県鳥取警察署の若桜橋交番の項中「鳥取市戎町」を「鳥取市弥生町」に改め、同表鳥取県倉吉警察署の倉吉駅前交番の項中「海田西町」を「海田西町一丁目、海田西町二丁目」に、「清谷」を「福庭町一丁目、福庭町二丁目、清谷、清谷町一丁目、清谷町二丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年七月二日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

